

## 田辺市建設工事等競争入札執行要領の主な改正点 (令和7年6月1日改正分)

### ○「3 入札方法及び条件等」に以下の内容を追加。

- ①入札公告及び指名通知の日から入札までの間に、仕様書等の変更があった場合の通知方法について記載。
- ②設計図書等に対する質問について、質問受付期間及び回答方法等を記載

#### <追加記載文>

- (10) 入札公告及び指名通知（以下「入札公告等」という。）の日から入札期間が始まる日までの間に、入札情報システムに掲載した設計図書等の内容に変更が生じた場合は、その都度、掲載している書類を変更し、変更箇所を記載した書面とともに入札情報システムに掲載するものとする。そのため、入札書提出前には、必ず入札情報システムを確認すること。
- (11) 設計図書等に対する質問は、別に定める質問書により受け付けるものとし、入札公告等の日から入札期間が始まる日までの間のうち、原則として3日間（休日等は含まない。）受付期間を設定するものとする。質問に関する回答は、受付期間が終了した日から入札期間が始まる日までの間に入札情報システムにより公表するものとする。受付期間、受付方法及び回答方法等の詳細は、入札公告等において定めるものとする。ただし、本号は、予定価格500万円未満（税込）の工事については、適用しない。

### ○「8 落札候補者の決定方法」にある低入札価格調査制度の場合の落札決定までの流れを記載。

#### <修正記載文>

- (3) 低入札価格調査制度による調査基準価格の設定がある場合
- ア～イ 略
- ウ 調査は、調査基準価格未満の入札をした者が、2人以上あるときは、最低価格入札者から順に行う。調査対象者となるべき価格と同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で調査順位についてくじ引きにより調査対象者を決定する。
- エ 調査に際しては、別に定める低入札価格調査報告書の提出を求ることとし、入札者の面前で入札及び開札を行う入札（以下「面前入札」という。）の場合は、入札会場にて当該報告書の提出を求める。電子入札及び郵便入札の場合は、入札書等の提出と同時に提出を求める書類については、入札公告等により指定する。それ以外の書類については、調査対象者になった時点で、即時、期限を定めて提出を求めるものとする。入札公告により指定した書類が提出されていない場合、調査対象者に対して提出を求めた書類が期限までに提出されない場合は、失格とする。
- オ 調査者は、失格判定基準にある失格基準比率表等による失格の場合は、所定の手続きを経て調査対象者を失格とする。
- カ 調査者は、書類調査による失格判定基準に該当する項目があると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、工事入札資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）に諮るものとする。資格審査委員会の意見が調査者の意見と同一であった場合は失格とする。資格審査委員会の意見が調査者の意見と違う場合は、資格審査委員会の意見を尊重し、落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行うこととする。
- キ 調査対象者が失格となった場合は、次順位者を調査対象者として調査を行い、落札候補者が決定するまで調査を継続するものとする。ただし、調査対象者が無くなった場合は、本号アの規定によることとする。